

紀勢地区広域消防組合保有個人情報の安全管理措置に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 管理体制（第4条～第7条）
- 第3章 職員の責務（第8条・第9条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第10条～第15条）
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第16条～第32条）
- 第6章 保有個人情報の提供（第33条）
- 第7章 業務の委託等（第34条）
- 第8章 安全管理上の問題への対応（第35条～第37条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第38条～第40条）
- 第10章 雜則（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、紀勢地区広域消防組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の安全管理のために必要なかつ適切な措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（適用の範囲）

第3条 この訓令は、実施機関（紀勢地区広域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀勢地区広域消防組合条例第1号）第2条第1項に規定する組合の機関及び議会をいう。）の職員等に適用する。

第2章 管理体制

（個人情報総括保護管理者及び個人情報副総括保護管理者）

第4条 組合に個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、消防長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとする。
- 3 総括保護管理者の補佐を行わせる者として個人情報副総括保護管理者を置き、次長をもって充てる。ただし、次長が不在の場合は、総務課長とする。

（個人情報保護管理者）

第5条 保有個人情報を取り扱う課等に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、課等の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、課等の保有個人情報の適切な管理を確保するものとする。
- 3 保護管理者は、保有個人情報のうち情報システムで取り扱うものについて、安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護担当者)

第6条 保有個人情報を取り扱う課等に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置き、保護管理者が指名した者をもって充てる。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐するとともに、課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 組合に監査責任者を置き、総括保護管理者が指名した者をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査するものとする。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等における保有個人情報の適切な管理に関する必要な教育研修を行うものとする。
- 4 保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 保有個人情報の取扱い

(アクセス及び複製等の制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員及びその権限と業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個

人情報にアクセスしてはならない。

4 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(訂正)

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、速やかに訂正しなければならない。

(廃棄等)

第12条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が、不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により、当該情報を削除し、又は当該媒体を廃棄しなければならない。

2 前項の規定により、保有個人情報を削除し、又は媒体の廃棄作業を委託する場合は、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第13条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(媒体の管理等)

第14条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは施錠等を行わなければならない。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第15条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第16条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。）の秘匿性及びその内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用した権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）の設定その他アクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずるに当たっては、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第17条 保護管理者は、保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は隨時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性並びにその内容及び量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセス禁止のため、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された場合の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権の最小限化その他必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第20条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報漏えい等の防止）

第21条 保護管理者は、保有個人情報を外部に送信する場合は、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる情報漏えい等の防止）

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第23条 職員は、保有個人情報について一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う

場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。

2 保護管理者は、前項の保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、消去等の実施状況を隨時確認するものとする。

(暗号化)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項の規定を踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第25条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第26条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第27条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第28条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第29条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第30条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第31条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性及びその内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有

する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）その他の必要な措置を講ずるものとする。

（記録機能を有する媒体・書類の移送手段）

第32条 この訓令の規定に基づき、特定個人情報が記録された媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合は、保護管理者は、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用その他の安全な方策を講ずるものとする。

第6章 保有個人情報の提供

第33条 保護管理者は、法第69条第2項第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（以下「他の行政機関等」という。）以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わさなければならない。

2 保護管理者は、法第69条第2項第4号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を講じることを要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は隨時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講じなければならない。

4 保護管理者は、保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第7章 業務の委託等

（業務の委託等）

第34条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理及び実施体制並びに保有個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 保有個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

- (3) 保有個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 保有個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 保有個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における保有個人情報の削除及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された保有個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する保有個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や保有個人情報の管理の状況について、年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 4 保護管理者は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施しなければならない。また、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。
- 5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第8章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第35条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。この場合において、情報漏えい等が外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染によるものであるときには、保護管理者は、総括保護管理者に報

告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜く等被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行わなければならない。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を組合管理者に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第36条 総括保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときには、前条の規定に基づく措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第37条 総括保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、必要に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡、当該事案の内容、経緯、被害状況等についての個人情報保護委員会への情報提供等の措置を講じなければならない。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第38条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む保有個人情報の管理の状況について、定期及び必要に応じて監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第39条 保護管理者は、課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第40条 総括保護管理者、保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の

観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるとときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第10章 雜則

(委任)

第41条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年2月1日から施行する。